

平成28年第1回三笠市議会定例会

平成28年3月24日（4日目）

○議事次第（第4号）

- 1 開議宣告
 - 2 諸般報告
(1) 教育行政報告
 - 3 議 事
 - 4 閉会宣告
-

○議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 諸般報告について（教育行政報告） |
| 日程第2 | 議案第8号から議案第39号までについて（委報第1号） |
| 日程第3 | 議案第41号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について |
| 日程第4 | 意見書案第1号及び意見書案第2号について |
-

○出席議員（8名）

- | | | | |
|---------|-----------|----|-----------|
| 議 長 10番 | 谷 津 邦 夫 氏 | 1番 | 折 笠 弘 忠 氏 |
| 2番 | 只 野 勝 利 氏 | 3番 | 畠 山 幸 氏 |
| 4番 | 澤 田 益 治 氏 | 5番 | 谷 内 純 哉 氏 |
| 6番 | 武 田 悌 一 氏 | 7番 | 齊 藤 且 氏 |
-

○欠席議員（1名）

- | | |
|--------|-----------|
| 副議長 8番 | 儀 惣 淳 一 氏 |
|--------|-----------|
-

○説明員

- | | | | |
|--------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 市 長 | 西 城 賢 策 氏 | 副 市 長 | 北 山 一 幸 氏 |
| 総務福祉部長兼
総 務 課 長 | 右 田 敏 氏 | 財 務 課 長 | 中 原 保 氏 |
| 企画経済部長兼
建 設 課 長 | 中 沢 敏 男 氏 | 企画振興課長
兼企画係長 | 小 田 弘 幸 氏 |
| 教 育 長 | 永 田 徹 氏 | 学校教育課長 | 高 森 裕 司 氏 |
| 高等学校事務長 | 大 野 彰 氏 | 病院事務局長 | 澤 上 弘 一 氏 |
| 消 防 長 | 阿 部 英 雄 氏 | 監 査 委 員 | 森 原 裕 氏 |
| 監査委員事務局長 | 鈴 木 信 之 氏 | | |
-

○出席事務局職員

議会事務局長 清水光一氏 議会係長 坂保徳氏

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 諸 般 報 告

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
教育行政報告について、教育長から報告を求めます。
教育長、登壇願います。

（教育長永田徹氏 登壇）

◎教育長（永田 徹氏） 教育行政報告を申し上げます。

報告第1号市内小中学校教職員の人事についてであります。校長については退職者が1名、転入者が1名、教頭については転出者が1名、転入者が1名となっております。一般教諭については転出者が7名、転入者が7名となっており、平成28年度当初の教職員定数は59名となるものであります。

次に、報告第2号市立三笠高等学校教職員の人事についてであります。校長については転出者が1名、転入者が1名となっております。一般教諭については転出者が1名、転入者が1名となっており、平成28年度当初の教職員定数は13名となるものであります。

次に、報告第3号平成27年度市立三笠高等学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は40名であり、全員の進路が決定しております。進路先一覧については、記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

次に、報告第4号平成27年度市内中学校卒業生の進路状況についてであります。卒業生は50名であり、全員の進路が決定しております。学校別の進路状況については、記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

最後に、報告第5号平成28年度市立三笠高等学校合格者の状況についてであります。推薦選抜及び一般選抜を実施し、合格者は40名となっております。合格者の出身地域については記載のとおりでありますので、御参照いただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、教育行政報告に対する質問に入ります。
まず、報告第1号について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） ないようですから、次に、報告第2号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、報告第3号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、報告第4号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 最後に、報告第5号について。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質問ないようですから、教育行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第2 議案第8号から議案第39号までについて(委報
第1号)

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の2 委報第1号議案第8号から議案第39号までについてを議題とします。

本件は、さきの本会議において予算審査特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

齊藤委員長、登壇願います。

(予算審査特別委員会委員長齊藤且氏 登壇)

◎予算審査特別委員会委員長(齊藤 且氏) さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第8号から議案第39号までの計32件であります。

この委員会は、議長を除く全議員で審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきますので御了承願いたいと思います。

それでは、報告いたします。

初めに、議案第18号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての条例改正2件、議案第30号平成28年度三笠市一般会計予算について、議案第32号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計予算についての予算2件、計4件については、反対、賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数により原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号三笠市行政不服審査条例の制定について、議案第9号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第10号三笠市附属

機関設置条例の制定について、議案第11号三笠市職員退職管理条例の制定について、議案第12号三笠市水道事業建設負担金基金条例の制定について、議案第13号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号三笠市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号三笠市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号第8次三笠市総合計画の基本計画の一部修正について、議案第26号三笠市過疎地域自立促進市町村計画について、議案第27号平成27年度三笠市一般会計補正予算（第7回）について、議案第28号平成27年度三笠市下水道事業会計補正予算（第3回）について、議案第29号平成27年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第3回）について、議案第31号平成28年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第33号平成28年度三笠市介護保険特別会計予算について、議案第34号平成28年度三笠市育英特別会計予算について、議案第35号平成28年度三笠市水道事業会計予算について、議案第36号平成28年度三笠市下水道事業会計予算について、議案第37号平成28年度市立三笠総合病院事業会計予算について、議案第38号市道路線の廃止について、議案第39号市道路線の認定についての28件については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第8号から議案第39号までについて質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議案第8号から議案第39号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第8号三笠市行政不服審査条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第9号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第10号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第10号三笠市附属機関設置条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第11号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第11号三笠市職員退職管理条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第12号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第12号三笠市水道事業建設負担金基金条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第13号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第13号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第14号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第14号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第15号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第15号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

続いて、議案第16号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第16号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第16号三笠市税条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第17号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第17号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第18号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎2番(只野勝利氏) 議案第18号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

本条例では、これまで中学生まで無料であった料金を、中学生については大人料金に、小学生については子供料金を設けるとしています。これまでの利用に比すればサービスの後退と言えます。通学定期について助成することになるのでほとんど負担増にならないと言いますが、助成の対象外で利用してきた子供たちにとっては負担増となります。

先日の予算審議委員会で改正の理由について市営バス運営の補助金を国から得るためには経費の削減が求められるということが挙げられていましたが、通学定期への助成となれば、市財政へも負担となります。議論の中で過疎債の利用も可能なことが明らかとなり、負担増とならないでバス運行を維持していくことも選択肢としてあります。

三笠市が運営するバスということですから、住民へのサービスを重視し、現在利用している方にとってサービスを後退させることは認められないということを申し述べて、本条例に反対いたします。

平成28年3月24日。

只野勝利。

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、賛成の議員から発言願います。

武田議員。

◎6番（武田悌一氏） 議案第18号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

この条例の改正については、市営バスの適正な運行の維持を目的とするための改正であります。三笠市においては、平成26年11月より国の助成制度を活用させていただきながら、不足財源の2分の1補助を受けている状況であります。補助を受けている以上、経営の改善については当然考えていかなくてはいけないことでもあるため、他地区との整合性を踏まえた料金の見直しについては必要であると考えます。

また、スクールバスに関しては、その対象者に料金の負担が発生しないようバス使用料負担事業も行くとされている点、さらには補助金を受けることにより市民生活交通確保基金の取り崩し額が抑えられているということも踏まえ、この条例改正は必要なことと思われまますので、本議案に賛成いたします。

◎議長（谷津邦夫氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第18号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（谷津邦夫氏） 起立多数です。

したがって、議案第18号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎2番（只野勝利氏） 議案第19号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

平成30年の国民健康保険の都道府県化に当たり、全国から運営の改善が求められ、本条例でもあるとおり、5割減、2割減の方の対象が拡大となりました。同時に、国民健康保険の広域化に当たり、全国から赤字解消、安定した運営のための国の支援を求める声が相次ぎ、支援金ということで財政措置が行われ、平成27年で500億円、平成28年では1,700億円支援されます。

昨日の討論の議論の中で、この支援金が一時的なものではなく、拡大もされていくことが確認されました。この支援金を活用すれば、国民健康保険料を下げることは可能です。国民健康保険の加入者の大半を占める年金生活者は、マクロスライド制により物価が上がっても引き下げられ、業者や農家は消費税増税などにより経営が大変となっています。

こうした中、国民健康保険料への引き下げをすることができれば、大きな生活の支援となります。

よって、今回の条例改正に当たり、国民健康保険料の引き下げを求め、本条例改定に反対いたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、賛成の議員から発言願います。

澤田議員。

◎4番（澤田益治氏） 議案第19号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場から意見を申し上げます。

国の国民健康保険税課税限度額の見直しに準じて、国民健康保険料の被保険者に係る非課税限度額を増額するとともに、国民健康保険法施行令における保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改定されるため、同令に準拠している国民健康保険税の軽減措置に関して必要な改正を行うが、高齢化が進む中、我が国は国民一人一人が国民皆保険を受けている、そのため応分の負担をすることが求められております。

本市の保険料は他市から見ても指摘されるほど高い水準にはなく、そのため、私は本議案に賛成をいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） これより、議案第19号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（谷津邦夫氏） 起立多数です。

したがって、議案第19号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第20号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第20号三笠市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第21号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 1 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 1 号三笠市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 2 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 2 号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 3 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 3 号三笠市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 2 4 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 2 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第 2 4 号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

続いて、議案第25号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第25号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第25号第8次三笠市総合計画の基本計画の一部修正については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第26号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第26号三笠市過疎地域自立促進市町村計画については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第27号平成27年度三笠市一般会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第28号平成27年度三笠市下水道事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

続いて、議案第29号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第29号平成27年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎2番(只野勝利氏) 議案第30号平成28年度三笠市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

私は、議案第18号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例に反対しましたから、それを具体化する本年度予算について賛成することはできません。

また、産業活性化や観光振興を否定するものではありませんが、常日ごろ住民福祉最優先と考えているところであり、景気回復が地方に波及されていない、そして給与や年金など収入がふえない中、物価は上昇し、さらに消費税増税など、暮らし向きはますます大変となっているのが地方の現状です。そうした中、住民の生活を守る支援策の拡充が求められています。

したがって、平成28年度三笠市一般会計予算については、暮らし、福祉優先の予算への切りかえを求め、反対とします。

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、賛成の議員から発言願います。

谷内議員。

◎5番(谷内純哉氏) 議案第30号平成28年度三笠市一般会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

当市の平成28年度予算編成に当たっては、どのような状況にも対応できる健全で持続可能な財政構造を維持するため、身の丈に合った予算規模の中で市の将来へつながる事業などに予算を重点配分している状況であります。市営バスについては効率的な質の高い運営を生徒の安心・安全と市民福祉の向上と利便性を図るとの観点から、必要不可欠と考えますので、本議案に賛成いたします。

◎議長(谷津邦夫氏) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第30号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長(谷津邦夫氏) 起立多数です。

したがって、議案第30号平成28年度三笠市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第31号平成28年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、本案に反対の議員から発言願います。

只野議員。

◎2番(只野勝利氏) 議案第32号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

私は、議案第19号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、都道府県化に伴う国の財政支援金を使って国民健康保険料の引き下げを求めて反対いたしました。その立場から、当予算について賛成することはできません。

また、厚生労働大臣は、地方自治体による医療費への助成に対する国民健康保険への補助金を減額しているペナルティーに対し、乳幼児までの助成に対するペナルティーについて廃止するとの報道がありました。それが実現することになれば、国民健康保険への収入がふえることにもなります。

以上のことから、国民健康保険料の引き下げを求め、議案第32号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計予算について反対いたします。

◎議長(谷津邦夫氏) 次に、賛成の議員から発言願います。

折笠議員。

◎1番(折笠弘忠氏) 議案第32号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

このたび提案されております国民健康保険特別会計予算については、国の地方税法施行

令の一部を改正されたことに伴い、本議会でも提案可決されております国民健康保険料の被保険者間の公平化を図るための限度額の引き上げ及び軽減措置等の条例の改正、さらに後期高齢者医療制度や前期高齢者医療の財政調整制度に対応した予算編成であります。歳入歳出ともに現状、今後の見通しをしっかりと踏まえた予算計上であり、当市の国民健康保険財政が健全に運営できるよう編成されたものであると十分理解できますので、本議案につきまして賛成をいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） これをもちまして、討論を終了します。

これより、議案第32号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（谷津邦夫氏） 起立多数です。

したがって、議案第32号平成28年度三笠市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第33号平成28年度三笠市介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第34号平成28年度三笠市育英特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

- ◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
議案第35号平成28年度三笠市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。
次に、議案第36号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
議案第36号平成28年度三笠市下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。
続いて、議案第37号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第37号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
議案第37号平成28年度市立三笠総合病院事業会計予算については、委員長報告のとおり原案可決されました。
次に、議案第38号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。
お諮りします。
議案第38号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
議案第38号市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決されました。
最後に、議案第39号について討論を行います。
（「なし」の声あり）
- ◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第39号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第39号市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程第3 議案第41号 議会運営委員会及び常任委員会所
管事項調査について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の3 議案第41号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第41号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第41号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号について

◎議長(谷津邦夫氏) 続いて、日程の4 意見書案第1号及び意見書案第2号についてを一括議題とします。

本案については、議会運営委員会の正副委員長からの共同提案に係るものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第1号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第1号国民に必要かつ十分な医療・介護を提供するための適切な財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

最後に、意見書案第2号について採決を行います。

本案について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第2号陸上自衛隊岩見沢駐屯地の改編に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

以上、意見書案第1号及び意見書案第2号については、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

◎閉 会 宣 告

◎議長(谷津邦夫氏) 以上で、今定例会に付議された事件は、全て終了しました。

以上をもちまして、平成28年第1回三笠市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員